

ハイムクラブ連合体会則（第1条～第8条抜粋）

第1条(名称)

本会は「ハイムクラブ連合体(以下、本会という)」と称する。

第2条(事務所)

本会は川崎市多摩区中野島に所在する「新多摩川ハイム」における集合体組織を設置し、事務所を連合体代表宅に置く。

第3条(目的)

本会は、会員間の相互交流や生活支援、地域及び関係先との交流を通じて親睦を図り、会員の健康、趣味、教養面に関し会員の生活を豊かなものにすることを目的とする。

第4条(事業活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1)会員の健康増進を図るための活動
- (2)会員の趣味や教養を高めるための活動
- (3)会員への必要な生活支援や情報提供活動
- (4)地域や関係諸団体との交流/連携や貢献活動
- (5)その他本会の目的達成に必要な活動

第5条(本会の構成)

本会は、前条の目的を達成するために同好会を設置し活動を行う。また、ハイムクラブ第一・第二・第三・第四及び友愛チームを組織し、川崎市に登録する老人クラブ活動を行う。

第6条(会員)

本会の会員は新多摩川ハイムに居住の60歳以上の居住者とする。入退会は任意で60歳未満でも会員の推薦と連合体代表の承認により会員とすることができる。なお、会員はハイムクラブ第一・第二・第三・第四いずれかに所属するものとする。

第7条(会費)

入会金：会員は入会時に入会金1,000円を納入するものとする。会費など：会費や活動費などは所属する同好会などの定めに従って納入する。

第8条(同好会と友愛チーム)

「同好会と友愛チーム(以下同好会等という)」は本会の目的達成に資するように活動するものとする。

- 1.体制 同好会等は、それぞれ代表を定め、会計担当を置くものとする。
- 2.活動費 同好会等はその活動推進のため、独自に定める会費や活動費を徴収することができる。本会は同好会の活動支援のため、第15条1項の補助金を分配する。
- 3.報告 同好会等は、本会に対し定期的に活動報告、会計報告を行うものとする。